

## 素堂の真蹟二種について

杉浦, 正一郎

<https://doi.org/10.15017/2332862>

---

出版情報 : 文學研究. 56, pp.1-4, 1957-07-05. 九州大学文学部  
バージョン :  
権利関係 :

# 素堂の真蹟二種について

故杉浦正一郎遺稿

一、  
頃日、福岡市浄水通の内本浩亮氏をお訪ねした時、「九月十三夜」と題する素堂の真蹟一軸を拝見した。文章は桃郷の『陸奥衛』（元禄十年刊）に定稿が見えているが、大分出入があるから今真蹟のまま、字配り、誤字訂正もそのままに左にかかってみよう。

九月十三夜

はせをの庵に月をもて  
あそひてたゞ月をいふ  
こしの人ありつくしの  
人ありまことに浮草の  
水にあへるかことし  
あるしも旅より帰りにて  
いまたくはくも日（無印ト訂正）あらず  
菊に月にもよほされて  
吟身いそかしいかな  
われきく今宵を賞すること  
支那にはあらず

ましてくたらしらきにも  
しらすわか日のもとの  
風月にとめるなるへし  
もろこしに月（無印ト訂正）あらハ  
けふの月もみよ

素堂

以上が真蹟の全文であるが、『陸奥衛』三の巻には、此文章の前後に句文があつて、其の年代が貞享五年の作である事が判る。即ち、「貞享五戊辰菊月仲旬」と前書して、

蓮池の主翁、又菊を愛す。きのふ  
は廬山の宴を開き、けふは其酒の  
余りをすすめて、独吟のたはふれ  
となす。猶おもふ、明年誰かすこ  
やかならん事を。

十日菊

いさよひのいつれか今朝に残る菊

芭蕉

以下、路通・越人・友五・嵐雪・其角・嵐蘭・素堂ら八人の菊の

句を並べ、其のあとに今一句、素堂の菊の句を前書附でのせ、このあとに「十三夜」と題して、右の真蹟と同主旨の一文が見える。ついでに異同を傍点で示しつつ『陸奥衛』の全文を示してみよう。——「芭蕉の菴に月をもてあそひてたゞ月をいふ。越の人あり、つくしの僧有、まことに浮艸のうきくさにあへるかことし。あるしも浮雲流水の身として、石山の螢にさまよひ、さらしなの月に、囀て菴に帰る。いまたいくかもあらず。菊に月にもよほされて、吟身いそがしいかな。花月も此処に皎あらし。おもふに今宵を賞すること、みつればあふる、悔あれはなり。中華の詩人、わすれたるに似たり。まして、くたら、しらきにもしらす、我國の風月にとめるなるへし」——以上の傍点の如き異同があり、且つこのあとの素堂の句も「もろこしに不二あらはけふの月見せよ」となっている。なおこの句は、久藏蕙輯、成美浄書の松字文庫本『素堂家集』には「もろこしに不二あらは後の月見せよ」とある。さて、『陸奥衛』には、この素堂の句について、

かけふた夜たらぬほとてる月見哉

杉風

後の月たとへは宇治の巻ならん

越人

後の月名にも我名は似さりけり

路通

我身には木魚に似たる月見哉

宗波

木曾の瘦もまたなをらぬに後の月

芭蕉

の五句が並んでるので、前記素堂の文にいう、越の人は越人を指し、つくしの僧は路通とも思ふと思えぬから、恐らく宗波をさすかと想像される。宗波は又澹波ともかき、江戸本所原庭の定林寺の住職、前年貞享四年の芭蕉の『鹿島紀行』にも曾良と共に同

行している。又、『葉集』や『統深川』所出の芭蕉の句「古巢にハあはれあるべき隣かな」の前書に、「隣庵の僧、宗波たびにおもむかれけるを」とあり、元禄三年（推定）九月廿五日附、杉風の芭蕉宛書簡にも「宗波老、いよく道意療治ニて達者ニ成被申」とみえ、芭蕉のとなりに住んでいたものと思われる。同じく同年九月廿六日、曾良の芭蕉宛書簡にも、芭蕉庵附近の近況報告中に、「宗波息災ニハ」と書かれており、なお、素堂の文に「あるしも浮雲流水の身として、石山の螢にさまよひ、さらしなの月に、囀て菴に帰る」とあるは、同年（貞享五年、九月二日改）三月、杜国を伴いての『笈の小文』の旅ののち、京で杜国と別れてから湖南に移り、六月初旬の頃美濃に下り、八月中旬まで、大垣、岐阜、鳴海、名古屋、熱田の間に悠遊し、八月中旬、越人を従えて更科の月を賞し善光寺に詣で月末江戸に帰着した事をさしている。湖南から美濃下りの日時は、湖中の『芭蕉翁略伝』に、「祖翁の日記自筆にして六月六日大津を出、ちち川に泊。七日赤坂に一宿。八日岐阜に到る。秋芳軒宜白を主とす」とあり、六月六日に大津を出発、東下の旅に出たらしいが、この素堂の一文でも「石山の螢」の頃はまた湖南にいたのである。

『陸奥衛』には前記「木曾の瘦もまたなをらぬに後の月」の芭蕉の句の次に、次の如き一文がついている。内容から見ると、芭蕉の文章に相違ないと思われるのに、従来の芭蕉文集の類には不思議なことに漏れている。ついでに原本のまま記してみよう。

中秋の月はさらしなの里、姥捨山になくめかねて、なをあはれさのめにはなれすなから、長月十三夜になりぬ。こよひは宇多のみかとのはしめて、みことのりをもし、世に名月と

見はやし、後の月あるは二夜の月よと言める。これ才子・文人の風雅をくハふるなるへし。間人のもてあそぶへきものといひ、且ハ山野のたひ寝もわすれかたうて、人々をまねき、瓢を擲、峯のさくくりを白鴉と誇る。隣の家の素翁、丈山老人の一輪いまたみす二分齧といふ唐哥ハ、この夜折になれたりと、たつさへ来れるを壁のうへにかかけて、草の菴のもてなしとす。狂客河某、しら・吹土とかたり出ければ、月も一きはへあるやうにて、なか／＼ゆかしきあそひなりけらし。

之は支考の『笈日記』にも字句の小異で出ているが、この文は素堂の「十三夜」の一文に対応すべき今宵の主人としての芭蕉の感懐であろうから、署名はなくとも芭蕉の文章とすべきであろうと思ふ。「隣の素翁」というのは素堂のことであろうか、素堂が石川丈山を慕つた事は、『素堂家集』にも「石川丈山翁の六物になぞらへて芭蕉庵六物の記」と題して、二見の文台や四山瓢・小瓢・檜笠・画菊・茶の羽織の六物とし、それぞれの一文をかいている事なども思い出される。又「狂客河某、しら・吹土とかたり出」というのは『芭蕉庵小文庫』（元禄九年刊）所収「更科姨捨月之弁」と題する芭蕉の文章の冒頭に、「あるいし、ら吹土ときくにうちさそはれて、ことし姥捨の月みむことしきりなりければ……」とあると符合する。この文のつづきによると、芭蕉は八月十一日美濃の国を発ち、道を急いで十五夜を丁度姥捨で月を賞する事が出来たのであつた。九月十三夜の月を賞するは、素基・芭蕉の文の如く我国文であるが、其起原について『華夷年浪草』にも「中右記に曰、保延元年九月十三夜今宵雲浄く月明なり。是寛平法皇、

明月無雙の由仰出らる。仍て我朝九月十三夜を以て明月の夜と為す」と引用している。いうところの「寛平法皇」は芭蕉の「宇多のみかど」である。

なお、素堂、芭蕉の文中の句に関連して『素堂家集』に「寄芭蕉翁」と題する次の一文があるので『家集』のまま掲げる。

(イゴ)

今年のごよひ、彼庵に月をもてあそひて、越の人あり、つくしの僧有。あるしもさらしな月より帰て、木曾の瘦もまたなほらぬかなと詠しけらし。ことしもまた月のためとて庵を出ぬ。松島・象瀉をはしめ、さるへき月の所／＼をつくして隠のおもひてよせんとなるへし。

このたひ八月に肥てやかへりなむ

素堂

——この文の冒頭の「今年のごよひ」は嵐雪の『其袋』所出の文の方では「ごぞの」となっている。安永四年板、直生の『俳諧五子稿』の「山口素堂句集」にも「去年の今宵」とある。之は『おくのほそ道』の巻頭「松島の月まつ心にかゝりて」と呼応する文であるが、恐らく『ほそ道』はひきつづきその芭蕉の旅中を思いやつて書いた元禄二年の作であろうと思われる。

## 二、

長崎片淵町住の浅香清氏の蔵せられる横物の幅に左の如き素堂真蹟がある。之はもと、屏風の張交せになつていたのをはがしたものと、由で、次の幅の他、重頼・宗因・立圃などもあつたよしである。素堂には、

長崎にて

素堂

珠は鬼灯砂糖は土のことくなり  
の句が『素堂家集』にも見え、直生の『俳諧五子稿』にも同様に  
見えるから、長崎に縁のない人ではない。但し『家集』の方は句  
のあとに「阿房宮の賦のことはをかりて所からその多きをいふ」  
と註がついている。

長崎にて

をらんたの文字かよこたふ天つ雁

宗因

の自筆短冊を持つているが、共に長崎に遊んで、そのエキゾテ  
ックな風物をよろこんだ句である。さて素堂の真蹟には、

春風に見失う迄は雲雀哉

素堂

はせを老人此句をよろこひて

雲雀なく中の拍子の雉キジの声

蕉翁

愚また此句の

拍子をよろこひて

谷川に翳翠と落る椿かな

はしめの五文字

魚うきと申待りしを

とある。この素堂の二句は『とくく』の句会・『俳諧五子稿』・

『素堂家集』共にそれぞれ、

谷川に翳翠と落る椿かな

夕風に見うしなふまでハ雲雀哉

として見え、春風が夕風に変つてゐる。芭蕉の「雲雀なく」の句  
は元禄四年の『猿蓑』が初出で『泊船集』や『陸奥衝』にも見え  
る。素堂の両句の初めてみえる素堂の『とくく』の句会』は享保  
二十年刊だから、芭蕉生前のこうした関係はどうかと思えるかも

知れぬが、『とくく』の句会』所収の句は「はせを行脚に出て久  
しく帰らざりしころ」と前書の句もある通り、古い句も混入して  
いるので、右の両句が古い作品であつてもさしつかえないと考え  
られる。いづれにしても、この芭蕉句の成立の事情が判る珍らし  
い資料である。

(附記)

長崎の渡辺庫輔氏の言によると、其後、浅香氏は亡くなられ、  
右の素堂真蹟は行方不明になつた由である。(昭和三十一年八  
月)